



島根県報

令和6年8月2日（金）

号外 第 7 3 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始（2件）

（道路維持課） 2

告 示**島根県告示第506号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲三刀屋線	出雲市上島町2615番2地先から同町2612番3地先まで	メートル 50.83	令和6年 8月2日	出雲県土整備 事務所	

島根県告示第507号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町粕淵81番1地先から同49番13地先まで	メートル 173.70	令和6年 8月2日	県央県土整備 事務所	
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町高見465番6地先から同番3地先まで	48.16	令和6年 8月2日		
〃	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口572番14地先から同571番1地先まで	150.52	令和6年 8月2日	益田県土整備 事務所	